

平成26年4月17日

関係各位

長崎税関業務部

### 「知的財産侵害物品取締強化期間」の実施について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、税関行政にご協力とご理解を賜り、誠にありがとうございます。

さて、財務省関税局は去る3月13日、「平成25年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」を公表しました。それによりますと、輸入差止件数は7年連続で2万件を超え前年比5.7%増加し、差止点数は約63万点と依然として高水準にあります。

知的財産侵害物品は、その流通により、権利者が本来得るべき利益の逸失による経済秩序の混乱を招き、医薬品等の場合には消費者の健康・安全への悪影響も懸念されます。

そこで、長崎税関では、昨年に引き続き、更なる取締りの強化のため、4月24日（木）から5月6日（火）までの間を『知的財産侵害物品取締強化期間』と位置づけ、管内全官署において、集中的な取締りを行い、侵害物品の発見に努めることとしております。

つきましては、皆様方のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。